

日光分会死亡災害多発緊急事態宣言

建設業労働災害防止協会栃木県支部日光分会
分会長 柴田 政之

1. 死亡災害多発緊急事態宣言発令の期間

令和5年12月1日 ～ 令和6年1月31日

2. 死亡災害多発緊急事態宣言発令

日光管内の建設工事において、3件の死亡事故が発生しました。死亡災害は、いかなる状況下においてもあってはならないものであり、全ての分会員企業並びにすべての建設工事現場、そして関係者が一丸となった取組みが必要であると認識しています。

この憂慮すべき事態を打破し、死亡災害防止に向けて決意を新たに実効ある取組みを進めることにより、尊い人命を奪う死亡災害の絶滅を図ります。

よって、ここに「**日光分会死亡災害多発緊急事態宣言**」を発令します。

3. 死亡災害多発緊急事態宣言発令に基づく今後の対応

【発令期間中に実施】

- ①「建設3大災害」の防止に係るチェックリストによる全ての建設工事現場での総点検の実施
〈安全衛生パトロール点検表〉〈建設用重機作業用チェックリスト〉〈高所作業用チェックリスト〉〈掘削作業、足場組立等作業用チェックリスト〉
- ②上記、建設工事現場の総点検を12月22日までに実施し日光分会に結果報告「様式—1」のみ提出
- ③建設機械や作業の有資格者名簿の整備と無資格従事者の従事排除
- ④経営者及び安全管理担当者を対象とした「緊急安全セミナー」の実施
- ⑤発注者と合同での安全パトロールの実施